

## サニックスグループのサプライチェーンにおける基本方針

サニックスグループ(以下「当グループ」という)は、サプライチェーンにおける人権侵害を防止するため、国際的な人権規範およびガイドラインを遵守しています。また、当グループは、環境保全に関連する法令および、合意したその他の要求事項を遵守し、環境問題の未然防止と継続的な環境意識の向上に努め、以下の各種基本方針に基づいて事業運営を行っています。なお、サプライヤーの皆さまとの協力関係のもと、グリーン調達をはじめとした環境に配慮した物品・材料の調達に積極的に取り組んでおります。

当グループは、企業理念である『次世代へ快適な環境を』のもと、住環境、エネルギー、資源循環の各事業領域における事業活動を通じて、地球環境の保全や社会課題解決への貢献を企業の存在意義と位置づけております。お客様や地域社会、多くのステークホルダーの皆さまとの対話を通して、人と環境のよりよい関係を創造し、安心して暮らせる持続可能な社会の実現を目指します。

### <サステナビリティ基本方針>

#### 1. 事業を通じた持続可能な社会への貢献

企業理念である『次世代へ快適な環境を』のもと、「快適な住環境を次世代へつなぐこと」、「環境負荷の低いエネルギー」、「資源を捨てずに循環させること」、これらが当たり前の価値観として定着する社会を目指し、その実現に資する事業を展開していきます。

#### 2. お客様満足の追及

お客様に「安心」と「感動」をお届けできるよう、商品・サービスの内容について丁寧なご説明とご提案に努めるとともに、いただいたお客様の声を迅速に業務改善やサービス品質の向上につなげていきます。

#### 3. 人財の育成

「次世代へ快適な環境を」の理念に共感し、事業を通じた社会課題の解決に向けて主体性と自律性を持ち、自らキャリアを切り開くプロフェッショナル人財の育成に注力します。

社員一人ひとりの多様な価値観を尊重し、グループ内で働くすべての人が心身ともに安全で健康に就業できる職場の形成に努め、能力を最大限発揮できる労働環境を整備します。

#### 4. 社会との相互信頼づくり

事業活動や社会貢献活動を通じて、豊かさと安心で満たされた地域社会の実現に貢献します。あらゆる環境問題を解決する共創基盤となるべく、社会との積極的なコミュニケーションに努め、公正で透明性の高い企業行動を実践します。

### <環境基本方針>

#### 1. 気候変動への対応

私たちは、事業活動における温室効果ガスの排出を抑制し、エネルギーの効率的な使用を促進するとともに、脱炭素社会の実現に貢献する商品およびサービス等の開発、提供に努めます。

#### 2. 資源循環の推進

私たちは、天然資源が限りあるものであることを認識し、廃棄物の発生抑制・再利用・リサイクルに積極的に取り組むとともに、循環型経済の社会実装に貢献する商品およびサービス等の開発、提供に努めます。

#### 3. 自然環境への配慮

・私たちは、自然生態系等の環境保全ならびに生物多様性の維持・保全に十分配慮します。

#### 4. 環境関連法令の遵守

私たちは、環境保全に関連する法令および、合意したその他の要求事項を遵守し、環境問題の未然防止と継続的な環境意識の向上に努めます。

#### 5. 環境啓発活動の推進

私たちは、社内教育を通じて、従業員一人ひとりの環境保全・保護意識の醸成に努めます。

#### 6. 情報開示とコミュニケーション

本方針はホームページ等を通じて社内外に公表するとともに、地域・社会とのコミュニケーションを推進します。

### <人権基本方針>

#### 1. 基本原則および位置づけ

私たちは、国連の「ビジネスと人権に関する指導原則」をはじめとする国際基準に基づき、「サニックスグループ人権方針」(以下、本方針)をここに定め、社員を含むすべてのステークホルダーの人権尊重に向けた取り組みを推進していきます。

#### 2. 適用範囲

本方針は、サニックスグループのすべての役員と従業員に適用します。また、サニックスグループの製品・サービスに関係する全ての取引関係者に対し、本方針を支持し、人権の尊重に努めていただくよう期待します。

#### 3. 適用法令の遵守

私たちは、事業活動を行う各国・地域における法令を遵守します。ただし、各国・地域の法令等と国際的な人権の原則に矛盾がある場合には、現地法を遵守しながら、国際的な人権の原則を尊重する方法を追求していきます。

#### 4. 人権の尊重

私たちは、人権の尊重に向けて以下の取組みを推進します。

- ・強制労働および児童労働の禁止
- ・差別、ハラスメントの禁止
- ・適正な労働時間の管理と賃金の支払い
- ・職場における健康と安全の確保
- ・労働者の権利の尊重

#### 5. 教育・研修

私たちは、本方針の実効性を確保するため、適切な教育・研修および情報発信を行い、周知徹底に努めます。

#### 6. ステークホルダーとの対話

私たちは、人権への負の影響に対する措置について、関連するステークホルダーと誠実に対話と協議を行います。

### <調達基本方針>

#### 1. 公平・公正

私たちは、品質・価格優位性・納期の確実性・アフターサービス・信頼性・技術力および環境や社会への配慮を総合的に勘案し、公正な競争原理にのっとりサプライヤーを選定します。

#### 2. 相互発展

私たちは、公正な取引を通じ、サプライヤーの皆さまとの相互信頼関係を構築すべく努力するとともに、互いに発展できる関係を築きます。

#### 3. 環境への配慮

私たちは、サプライヤーの皆さまとの協力関係のもと、グリーン調達をはじめとした環境に配慮した物品の調達に積極的に取り組みます。

#### 4. 人権への配慮

私たちは、サプライヤーの皆さまとの協力関係のもと、人権に配慮した物品の調達に努めます。

#### 5. 法令の遵守

私たちは、関連法令や商習慣を理解尊重し、ルールにのっとり調達活動を行います。

福岡県福岡市博多区博多駅東2丁目1番23号  
株式会社 サニックス  
代表取締役 宗政 寛

2024年4月25日 制定